

県立学校施設長寿命化計画

平成31年3月

愛知県教育委員会

目次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1 | 学校施設長寿命化計画の背景・目的等 | |
| (1) | 背景 | 1 |
| (2) | 目的 | 1 |
| (3) | 計画期間 | 2 |
| (4) | 対象施設 | 2 |
| 2 | 学校施設の目指すべき姿 | 2 |
| 3 | 学校施設の実態 | |
| (1) | 学校施設一覧 | 3 |
| (2) | 児童生徒数及び学級数の推移 | 3 |
| (3) | 学校施設の保有状況 | 6 |
| (4) | 学校施設の老朽化の状況 | 6 |
| 4 | 学校施設整備の基本的な方針等 | |
| (1) | 学校施設の規模・配置計画の方針 | 8 |
| (2) | 維持保全の方針 | 8 |
| (3) | コスト比較 | 11 |
| 5 | 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準 | 14 |
| 6 | 長寿命化の実施計画 | |
| (1) | 長寿命化改修及び大規模改造 | 15 |
| (2) | トイレ改修 | 17 |
| (3) | コスト見通し | 18 |
| 7 | 長寿命化計画の進捗管理 | |
| (1) | 情報の整理と活用 | 19 |
| (2) | 推進体制 | 19 |
| (3) | フォローアップ | 19 |

1 学校施設長寿命化計画の背景・目的等

(1) 背景

本県の県立学校施設は、昭和 40 年代から昭和 50 年代の生徒急増期に建設された建物の割合が高くなっています。

また、本県では、平成 15 年度以降、校舎等の建物の耐震対策を最優先としてきたことで、これまで築 30 年を目途に実施してきた老朽化対策が実施されていない建物も多くあります。

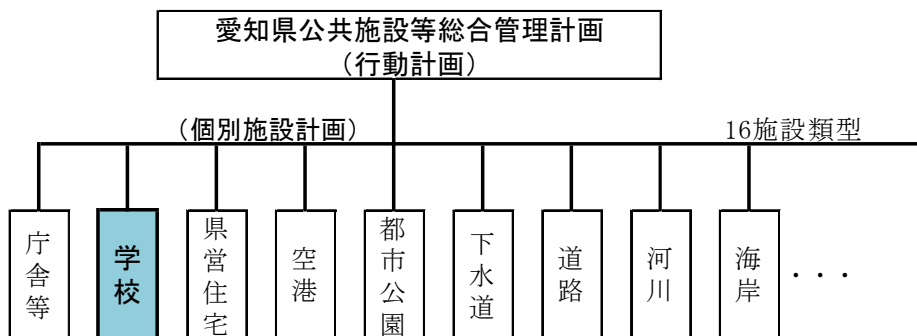
今後、生徒急増期に建設された建物が一斉に建替え（改築）の時期を迎えるとともに、老朽化対策を進める必要があることから、多額の整備費用が必要となってきます。

(2) 目的

平成 29 年 3 月に策定した『「県立学校施設長寿命化計画」策定に関する基本方針』の考え方に沿って、これまでの維持保全の方針を見直し、建物の長寿命化を図ることで、財政面においては建物の更新費用を含めたライフサイクルコスト¹の削減や事業費の平準化を図りつつ、教育環境の維持・向上を図るため、「県立学校施設長寿命化計画」（以下「本計画」という。）を策定し、中長期的に老朽化対策に取り組んでいきます。

なお、本計画は、平成 27 年 3 月に愛知県が策定した「愛知県公共施設等総合管理計画」²に基づき策定する「施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」です。

《愛知県の体系》



¹ 建物の計画、設計、施工から、その建物の維持管理、最終的な解体、廃棄までに要する費用の総額（生涯費用）です。

² 平成 25 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」の中で、地方公共団体が策定することされた行動計画であり、計画期間は平成 27 年度から平成 41（2029）年度までの 15 年間です。

(3) 計画期間

平成 31 (2019) 年度から「愛知県公共施設等総合管理計画」の終期となる平成 41 (2029) 年度までの 11 年間とします。

(4) 対象施設

愛知県教育委員会が所管する高等学校及び特別支援学校とします。

なお、対象施設のうち、本計画期間内に老朽化対策等を実施する改修対象建物は 6 (1) イ及び (2) アで示すとおりです。

2 学校施設の目指すべき姿

学校施設は児童生徒の学習及び生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つです。

本県の学校施設においては、平成 27 年 3 月に策定した「県立高等学校教育推進基本計画 (高等学校将来ビジョン)」³及び平成 30 年 12 月に策定した「第 2 期愛知県特別支援教育推進計画 (愛知・つながりプラン 2023)」⁴で目指す教育内容の実現を施設面で支えることが求められます。

また、学校施設は、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。

本計画の実施に当たっては、このような学校施設の役割を果たすため、以下の方向性を踏まえた施設整備を進めます。

【本計画実施の方向性】

- 非構造部材の耐震対策⁵などによる安全・安心の確保
- 新学習指導要領への対応
- 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮
- 生活様式の変化への対応
- 自然環境への配慮

³ 高等学校教育を取りまく諸課題を踏まえて、時代の変化や生徒のニーズを踏まえた高等学校づくりを推進するための計画で、計画期間は平成 27 年度から平成 36 (2024) 年度までの 10 年間です。

⁴ 平成 28 年 2 月に策定した「あいちの教育ビジョン 2020 -第三次愛知県教育振興基本計画-」の取組を具体化するもので、計画期間は平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 5 年間です。

⁵ 校舎や体育館などの建物 (構造体) の耐震対策は平成 29 年度に完了し、非構造部材のうち吊り天井の耐震対策も平成 34 (2022) 年度に完了する見込みです。

3 学校施設の実態

(1) 学校施設一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在、本県の県立学校は、高等学校が 150 校（うち校舎 1 校）、特別支援学校が 29 校（うち校舎 2 校）あります。

建物の総量は、校舎や体育館のほか、部室やプール付属棟などの小規模な建物も含めると、建物棟数 3,212 棟、建物面積 2,108,954 m²となっています。

平成 30 年 5 月 1 日現在の児童生徒数及び学級数は、高等学校が 124,706 人、3,190 学級、特別支援学校は 5,638 人、1,258 学級となっています。

※学校施設の一覧は別添 1 のとおり

【県立学校建物の内訳】

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

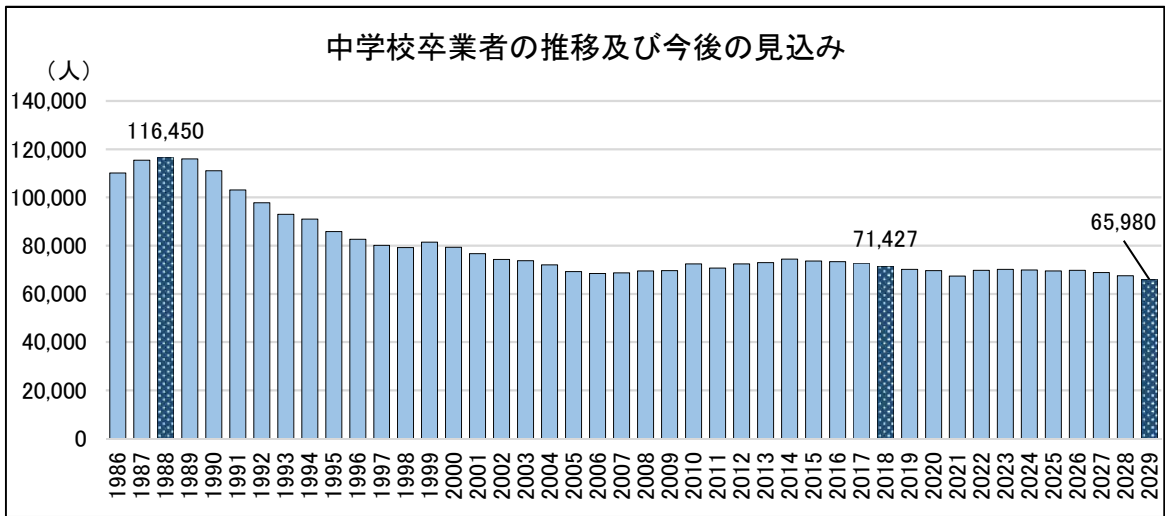
| 学校種別 | 学校数 | 建物棟数 | 建物面積 |
|--------|-------|---------|--------------------------|
| 高等学校 | 150 校 | 2,817 棟 | 1,892,465 m ² |
| 特別支援学校 | 29 校 | 395 棟 | 216,489 m ² |
| 計 | 179 校 | 3,212 棟 | 2,108,954 m ² |

※特別支援学校の 2 校舎は、高等学校と施設を共有していることから、建物棟数及び建物面積は高等学校に計上

(2) 児童生徒数及び学級数の推移

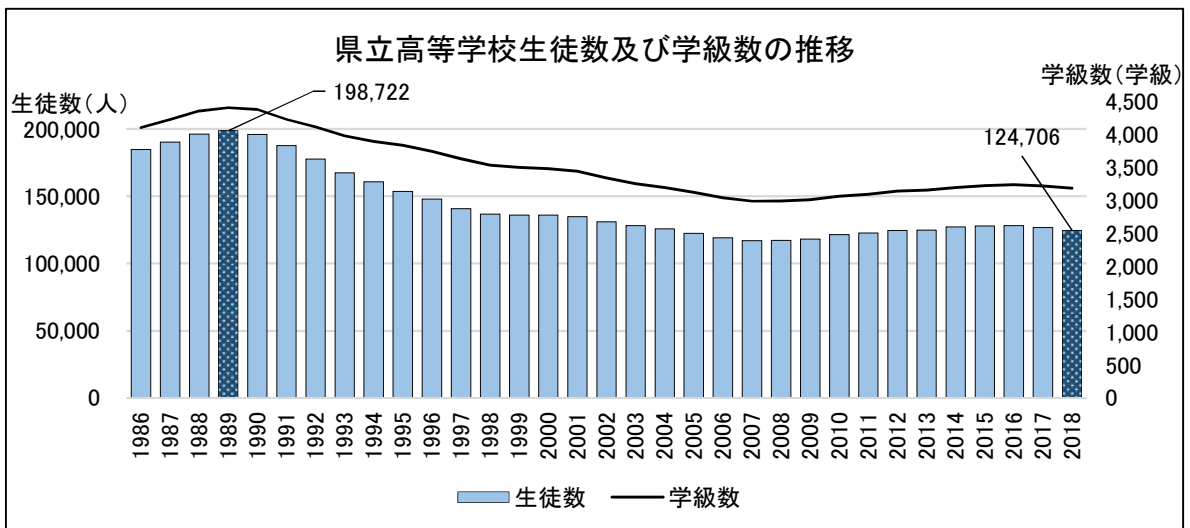
本県の中学校卒業生数は、昭和 46(1971)年 3 月以降に急増し、昭和 63(1988)年 3 月に 116,450 人とピークを迎えました。平成 30(2018)年 3 月は 71,427 人となっており、昭和 63(1988)年 3 月と比較して 45,023 人減少(38.7%減)しています。

今後は、緩やかに減少し、本計画の終期である平成 41(2029)年度に高等学校の入学対象となる平成 41(2029)年 3 月の卒業生は 65,980 人と見込まれ、平成 30(2018)年 3 月と比較して 5,447 人減少(7.6%減)となる見込みです。



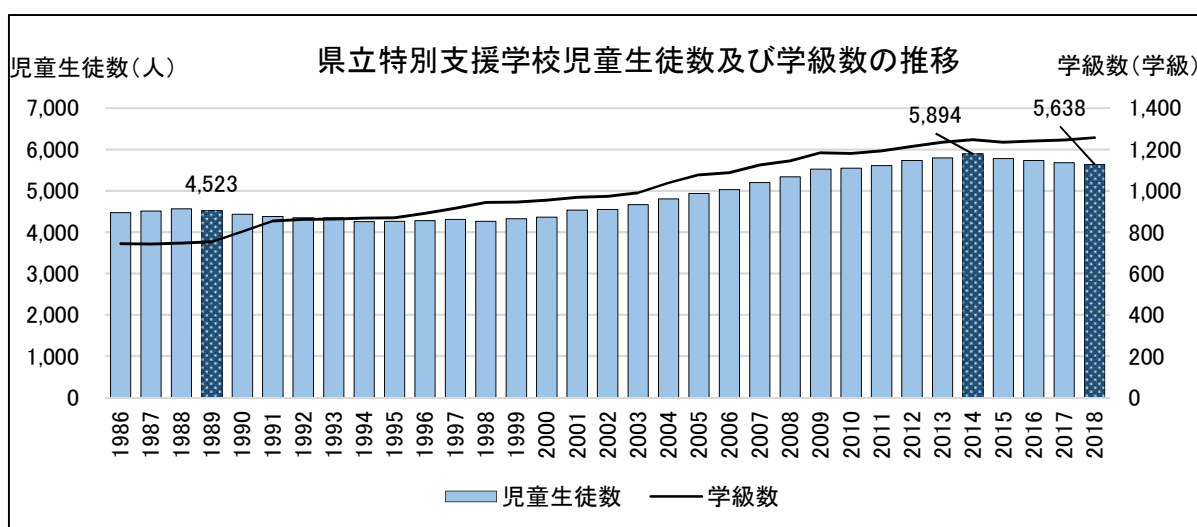
県立高等学校の生徒数は、平成元（1989）年度の198,722人をピークに減少し、平成30（2018）年度は124,706人となっており、平成元（1989）年度と比較して74,016人減少（37.2%減）しています。

また、学級数（通信制及び専攻科除く。）は、平成元（1989）年度の4,414学級から平成30（2018）年度は3,190学級となっており、1,224学級減少（27.7%減）しています。



県立特別支援学校の児童生徒数は、県立高等学校のピークであった平成元（1989）年度には4,523人でしたが、平成26（2014）年度に5,894人まで増加（1,371人増加、30.3%増）したのち、県内の市立特別支援学校の開校等に伴う転籍によりやや減少し、平成30（2018）年度は5,638人となっています。平成元（1989）年度と比較して平成30（2018）年度は1,115人増（24.7%増）となっています。

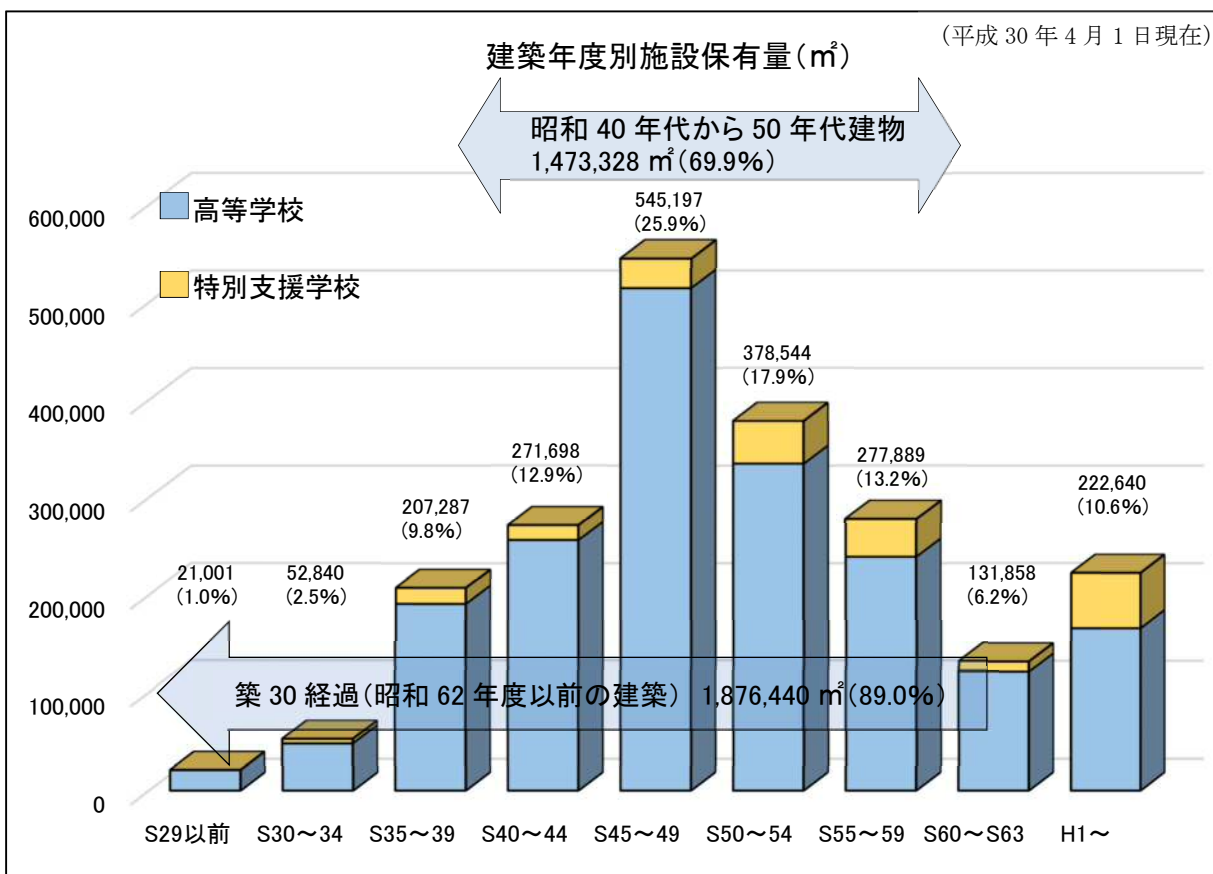
また、学級数は、平成元（1989）年度の754学級から平成30（2018）年度は1,258学級となっており、504学級増加（66.8%増）しています。



(3) 学校施設の保有状況

建築年代別では、昭和 40 年代から昭和 50 年代の生徒急増期に建設された建物が全体の約 7 割を占めています。

また、昭和 62 年度以前に建築された築 30 年を経過した建物の面積は全体の約 9 割を占めています。



(4) 学校施設の老朽化の状況

本県では、これまで築 30 年経過を目途に老朽化対策を実施してきました。

平成 15 年度以降は、校舎等の建物の耐震対策を最優先することとし、耐震対策が実施される建物については、併せて老朽化対策を講じてきましたが、屋上防水改修や外壁改修などの必要最小限の対応に留めてきました。

また、新耐震基準の建物など耐震対策の必要がない建物の中には、築 30 年経過における老朽化対策が実施されていない建物が多く存在していることもあり、全体的に建物の老朽化が進行しています。

【老朽化状況の事例】

| | | |
|--------------|--|--|
| <p>屋上</p> |  <p>アスファルト防水の剥がれ・膨れ</p> |  <p>体育館鋼板屋根の発錆</p> |
| <p>外装</p> |  <p>外壁の劣化</p> |  <p>外壁の爆裂</p> |
| <p>内装</p> |  <p>内壁のクラック</p> |  <p>天井の雨漏り跡</p> |
| <p>給排水設備</p> |  <p>排水管内発錆及び滞留</p> |  <p>高架水槽架台の発錆</p> |
| <p>電気設備</p> |  <p>体育館：水銀灯</p> |  <p>教室：蛍光灯</p> |
| <p>トイレ</p> |  <p>湿式床</p> |  <p>破損したトイレブース</p> |

4 学校施設整備の基本的な方針等

(1) 学校施設の規模・配置計画の方針

本県の中学校卒業生数が、今後緩やかに減少する見込みであることから、生徒数の減少や将来推計を踏まえて施設総量の適正化を図ります。

なお、施設総量の適正化に当たっては、高等学校においては「県立高等学校教育推進基本計画（高等学校将来ビジョン）」、特別支援学校においては「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン 2023）」の内容を踏まえた検討を行います。

(2) 維持保全の方針

ア 長寿命化の実施

コンクリート圧縮強度調査⁶により建物の躯体の状態を確認し、強度が 13.5 N/mm²（ニュートン・パー・平方ミリメートル）以上の建物については、原則として、改修により長期活用（長寿命化）を図ります。

なお、コンクリート圧縮強度調査の結果、強度が 13.5 N/mm²未満の建物については、これまで使用年数の目安としてきた築 60 年を目途に建替えを行います。

イ 目標使用年数の設定

学校建物の法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造（RC造）は 47 年、鉄骨造（S造）は 34 年とされていますが、これらは税法上の定めであり、建物の物理的寿命を示すものではありません。

物理的な耐用年数に関する明確な基準はなく、文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27 年 4 月）」においては、（社）日本建築学会の考え方を参考にして、鉄筋コンクリート造の物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされコンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70～80 年程度、さらに、技術的には 100 年以上使用し続けるような長寿命化も可能であるとされています。

⁶ コンクリートを円柱状に採取し、それに圧力を加えて破砕にいたるまでの強度を測定する調査です。なお、耐震対策において、この調査結果が 13.5 N/mm²未満の建物については、補強による耐震化が困難なことから、これまで建替えにより対応してきました。

そこで、従来の使用年数の目安であった 60 年に、構造体への大きな影響を防ぐために必要な屋上防水及び外壁改修の計画更新年数 20 年程度を加え、目標使用年数は 80 年とします。

ウ 改修周期の設定

これまでは、建物の使用年数の目安を築 60 年としてきたことから、その折り返しにあたる築 30 年経過を目途に大規模改造工事を実施してきました。

今後は、大規模改造工事に加え、築 60 年経過を目途に、目標使用年数となる築 80 年まで使用することを目的とした長寿命化改修工事を行います。

エ 改修の進め方

(ア) 施設総量適正化の検討等

高等学校における大規模改造工事又は長寿命化改修工事（以下「長寿命化改修等」という。）を実施する際は、改修対象となる建物の直近の使用状況や当該学校を含む近隣地域の生徒数の動向も考慮し、必要に応じて、機能の集約化による改修対象面積の見直しや建物の一部取壊し（減築）の検討も行います。

なお、建て替える際には、当該学校における施設の適正規模を検討の上、施設総量の削減を図るとともに、工期を短縮することで学校運営上の負担を軽減できることから、原則として鉄骨造（S 造）により建替えを行います。

(イ) 「本計画実施の方向性」に基づく取組

長寿命化改修等を実施する際は、機能回復のみを行うのではなく、安全・安心な施設環境を確保するため、窓ガラス、内外装材（モルタル、仕上げボード等）や照明器具などの非構造部材の耐震対策を進めます。

また、社会的ニーズの変化に対応するため、トイレにおける便器の洋式化や床の乾式化、蛍光灯や水銀灯の LED 照明への切り替えによる省エネルギー化を進めるとともに、階段等の手すりの設置、スロープの設置、多目的トイレの設置、改築時には建物規模に応じてエレベーターの設置などのバリアフリー化を進めます。

さらに、「あいち木づかいプラン⁷」の基本方針に沿った県産木材の利用促進やアクティブラーニング⁸授業の展開や情報活用能力の育成を図る I C T 機器の円滑な導入にも配慮した整備を図ります。

【維持保全の方針の比較】

| 方針 | 築 30 年 | 築 60 年 | 築 80 年 |
|-------|---------|------------|----------|
| 従来型 | 大規模改造工事 | 建替え(R C 造) | |
| 長寿命化型 | 大規模改造工事 | 長寿命化改修工事 | 建替え(S 造) |

(変更点)

- ・ 目標使用年数の延長（築 60 年→築 80 年）
- ・ 改修周期の変更（築 60 年経過を目途に長寿命化改修工事を新たに実施）
- ・ 建て替える建物の構造の変更（R C 造→S 造）

⁷ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)」第 8 条第 1 項の規定に基づく県の方針として、県産木材利用促進に向けた基本方針及び取組計画を定めたものです。

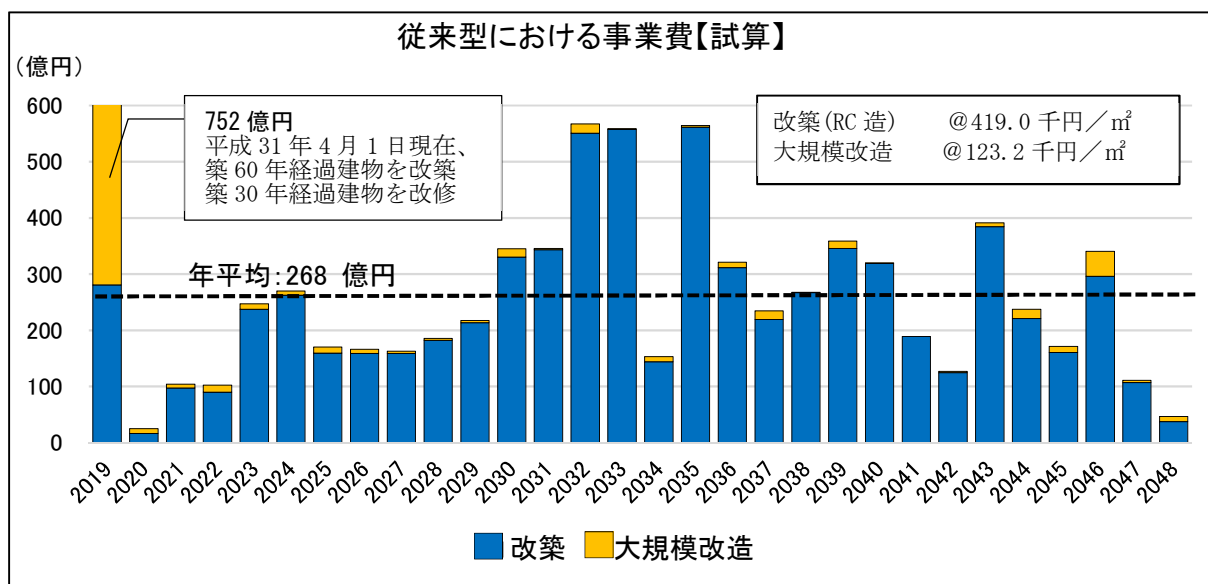
⁸ 教員が一方的に生徒に知識伝達をする講義スタイルではなく、課題研究やディスカッション、プレゼンテーションなど、生徒による能動的な学習への参加を取り入れた授業形態で、課題の発見と解決に向けて、主体的・対話的で深く学ぶ学習を指します。

(3) コスト比較

ア 従来型

これまでどおり築 30 年経過を目途に大規模改造工事を実施し、築 60 年経過を目途に RC 造で改築する老朽化対策（従来型）を実施した場合の事業費を試算すると、平成 60（2048）年度までの 30 年間で 8,052 億円（268 億円／年）が必要となります。

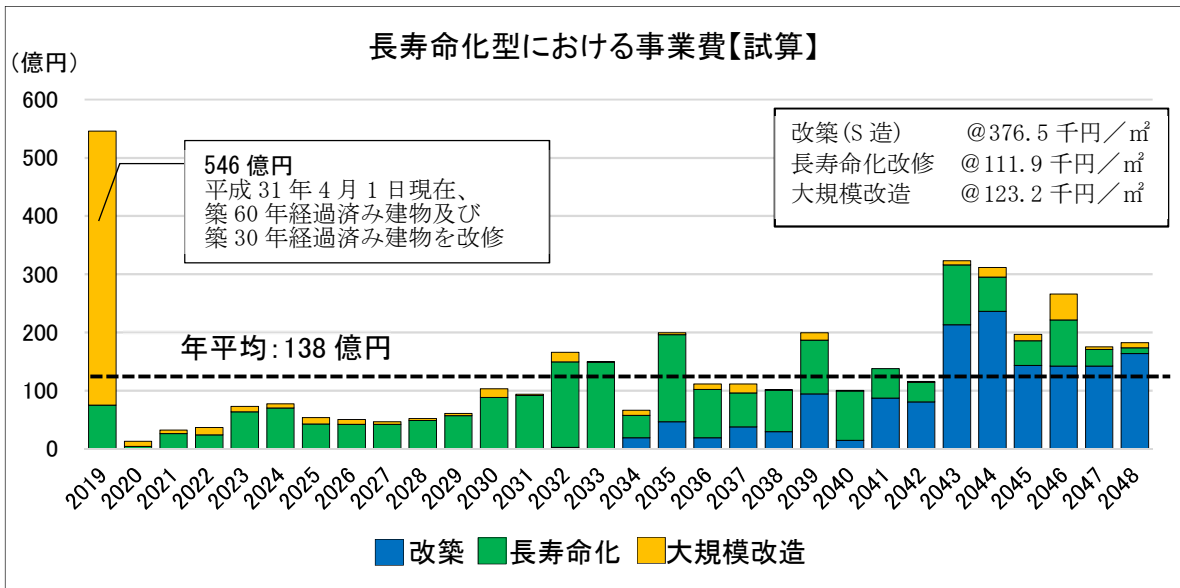
特に、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半に建築された建物が築 60 年経過を迎える平成 42（2030）年度から平成 52（2040）年度までの間は、改築による事業費の増加が見込まれます。



イ 長寿命化型

築 80 年経過を目標使用年数とし、築 30 年経過を目途に大規模改造工事、築 60 年経過を目途に長寿命化改修工事を実施し、築 80 年を目途に S 造で改築する老朽化対策（長寿命化型）を実施した場合、今後 30 年間における改築建物が減少することで、工事費が大幅に削減されるため、平成 60（2048）年度までの 30 年間の事業費は 4,154 億円（138 億円／年）と試算されます。

アの従来型に比べ、総事業費で 3,898 億円、30 年間の平均で年 130 億円の経費が圧縮されることが見込まれます。



【上記ア及びイの試算条件】

- 改築（既設取壊含む。仮設費含まない。）の㎡単価は過去の実績(予算ベース)から算出。
- 長寿命化改修及び大規模改造の㎡単価は本計画で定める水準による工事費から算出。
- 改築は、既存面積と同面積で新築するものとする。
- 設計費は工事年度に計上。
- 改築に係る既設校舎の取壊費は新築工事年度に計上。

なお、長寿命化型による老朽化対策を実施した場合であっても、平成 31 年 4 月 1 日現在で既に改修周期を迎えている建物が多くあることや建築年度ごとの建物面積が一定でないため、年度ごとの事業費に大きなばらつきが生じます。

このため、本計画の計画期間内における長寿命化改修等の実施に当たっては、事業費の平準化が必要となります。

【参考：長寿命化によるライフサイクルコストの削減効果】

老朽化対策方針を長寿命化型に移行することで、建物単位の単年度当たりの投資額で約15%の削減効果が見込まれます。

(㎡当たり投資額で試算)

従来型

(改築[RC造]419.0千円/㎡+大規模改造123.2千円/㎡) ÷60年=9.04千円/㎡・年

長寿命化型

(改築[S造]376.5千円/㎡+大規模改造123.2千円/㎡+

長寿命化改修111.9千円/㎡) ÷80年=7.65千円/㎡・年

削減効果

$(9.04 \text{ 千円/㎡} \cdot \text{年} - 7.65 \text{ 千円/㎡} \cdot \text{年}) \div 9.04 \text{ 千円/㎡} \cdot \text{年} \times 100 = 15.4\%$

5 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準

長寿命化改修等を実施する際、改修の具体的な内容は、個々の建物の老朽化の状況や使用状況を把握した上で決定していきませんが、建物の部位ごとに統一的な整備水準を定めます。

【部位ごとの主な整備水準】

| 改修部位 | 主な整備水準 |
|-----------------------------|---|
| 屋上 | 全面的な屋上防水の更新（塗膜防水、シート防水など） |
| 外装 | 外壁：浮き・クラック等劣化部補修の上、全面塗装 雨樋：更新 サッシ：サッシ周りのシーリング打替え ガラス飛散防止フィルム貼付け 屋外鉄骨非常用階段：サビ落とし・劣化部補修の上、全面塗装 |
| 内装 | [校舎] 床：原則、ビニル床シートに張替え ただし、既存がフローリング床、塗床又は人造石の床の場合は、劣化部補修 壁：劣化部補修又は張替えの上、塗装 天井：劣化部補修又は張替えの上、塗装 防火シャッター：現行法令に適合するよう改修 階段：手すり設置 ※学校の実情に合わせ、必要に応じて間仕切りの変更を実施 [体育館] 床：大規模改造工事では全面張替え 長寿命化改修工事では表面研磨の上、塗装 ※長寿命化改修工事では、改修後の使用年数(約 20 年)を考慮し、内装の改修範囲を大規模改造工事より縮小して実施 |
| 給排水設備 | 給排水管の改修、高架水槽の更新、受水槽の更新 |
| 電気設備 | 受変電設備の更新、照明器具の更新（LED化）、電気配線の更新、分電盤の改修、火災報知受信機の更新、管理諸室や図書室等の空調設備の更新 |
| トイレ | 床の乾式化、便器の更新（洋式化、節水型）、ブースの更新、手洗い設備の更新、給排水管の更新 |
| エレベーター | 更新（設置後 30 年経過） |
| 特別支援学校 プール※ (水治訓練室含む) | プール防水層の更新、プールサイドの改修、給排水管の改修、ろ過機の更新など |

※高等学校のプールは、学校ごとに使用状況が異なるため、計画的な改修あるいは廃止について検討を行うこととし、当面は、個別に必要な修繕を実施

6 長寿命化の実施計画

(1) 長寿命化改修及び大規模改造

本計画期間における長寿命化改修等の実施に当たっては、建物ごとに築年数、耐震性能及び改修履歴を踏まえてグループ分けを行い、改修対象建物の決定及び優先順位の決定を行います。

また、長寿命化改修等による建物の改修に加え、これまで不具合箇所部分的な修繕で対応してきた受水槽、受変電設備やエレベーターの更新、特別支援学校のプールの改修についても、新たに計画的な改修又は更新を実施します。

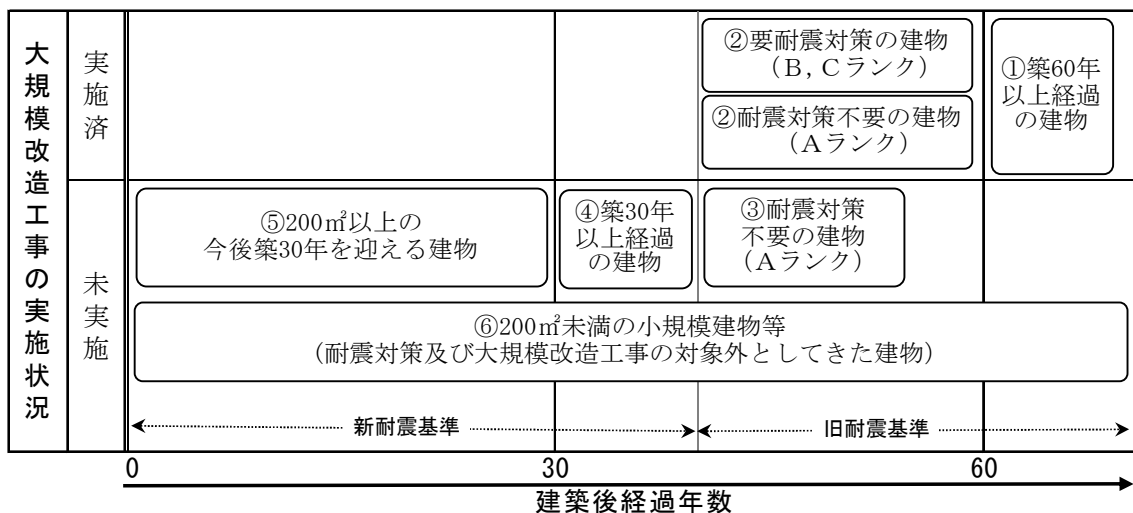
ア グループ分けの考え方

建物ごとの築年数等により、以下の①から⑥の6つのグループに分けることができます。

〈〈グループの定義〉〉

- ① 既に築 60 年を経過した建物
- ② 築 30 年以上経過した旧耐震基準の建物で、大規模改造工事を実施済みの建物
- ③ 築 30 年以上経過した耐震対策が不要の建物で、大規模改造工事を未実施の建物
- ④ 築 30 年以上経過した新耐震基準の建物で、大規模改造工事を未実施の建物
- ⑤ 今後、築 30 年を迎える建物で、今後、大規模改造工事をを行う予定の建物
- ⑥ 200 m²未満の小規模建物で、耐震対策や大規模改造工事の対象外とした建物

〈〈建物のグループ分け〉〉



〈〈グループ別保有面積〉〉

平成30年4月1日現在

| 学校種別 | グループ | | | | | | 計 |
|--------|---------|------------|----------|----------|----------|----------|------------|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | |
| 高等学校 | 25棟 | 692棟 | 71棟 | 193棟 | 154棟 | 1,682棟 | 2,817棟 |
| | 39,237㎡ | 1,217,263㎡ | 65,396㎡ | 273,448㎡ | 156,817㎡ | 140,304㎡ | 1,892,465㎡ |
| 特別支援学校 | 2棟 | 84棟 | 39棟 | 51棟 | 53棟 | 166棟 | 395棟 |
| | 2,665㎡ | 69,883㎡ | 41,993㎡ | 38,328㎡ | 56,496㎡ | 7,124㎡ | 216,489㎡ |
| 計 | 27棟 | 776棟 | 110棟 | 244棟 | 207棟 | 1,848棟 | 3,212棟 |
| | 41,902㎡ | 1,287,146㎡ | 107,389㎡ | 311,776㎡ | 213,313㎡ | 147,428㎡ | 2,108,954㎡ |

イ 改修対象

原則として、延べ床面積が 200 ㎡以上の鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨造（S造）の建物（グループ①～⑤）のうち、以下の 739 棟 877,872 ㎡を本計画の改修対象とします。

※改修対象建物の一覧は別添 2 のとおり

長寿命化改修工事の対象は、グループ①及び②のうち本計画期間内に築 60 年を経過する建物とします。（292 棟 433,752 ㎡）

大規模改造工事の対象は、グループ③及び④並びに⑤のうち本計画期間内に築 30 年を経過する建物とします。（447 棟 444,120 ㎡）

【改修対象棟及び面積】

| 学校種別 | 長寿命化改修工事 | | 大規模改造工事 | | 計 | |
|--------|----------|-----------|---------|-----------|-------|-----------|
| | 棟数 | 面積 | 棟数 | 面積 | 棟数 | 面積 |
| 高等学校 | 264 棟 | 407,250 ㎡ | 330 棟 | 349,867 ㎡ | 594 棟 | 757,117 ㎡ |
| 特別支援学校 | 28 棟 | 26,502 ㎡ | 117 棟 | 94,253 ㎡ | 145 棟 | 120,755 ㎡ |
| 計 | 292 棟 | 433,752 ㎡ | 447 棟 | 444,120 ㎡ | 739 棟 | 877,872 ㎡ |

※200 ㎡未満の部室やプール付属棟などの小規模な建物（グループ⑥）については、建物ごとの老朽化の状況に応じて個別に必要な修繕を実施します。

ウ 優先順位等

長寿命化改修等の優先順位は、建物単位で考えます。

築 30 年以上経過した耐震対策が不要の建物で、大規模改造工事を未実施の建物（グループ③）を最優先とします。

次に、築 60 年以上経過の建物（グループ①）及び本計画期間内に築 60 年を経過する建物（グループ②）を優先します。

また、同一グループ内又は学校内の優先順位としては、建築時期の古い建物を優先することを基本とし、個々の建物の劣化の状況も考慮しながら優先順位を付けます。

ただし、各学校における運営上の負担を考慮して、原則として、長寿命化改修等の実施は各年度1棟とし、複数棟の実施が可能な場合は最大2棟まで実施することとします。

以上の考え方を踏まえた上で、年度ごとの事業費の平準化を図りながら長寿命化改修等を実施します。

(2) トイレ改修

多くの児童生徒が日常的に使用する校舎のトイレについては、家庭における洋式便器の普及による生活様式の変化及び老朽化に対応するため、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度の5年間で、短期集中的に便器の洋式化や床の乾式化などの改修を実施し、学校における快適な生活環境づくりを図ります。

ア 改修対象

生徒の使用頻度が最も高い普通教室棟及び教職員や来校者も使用する管理棟に設置された湿式床のトイレ並びに特別教室棟に設置されたトイレのうち悪臭が発生している湿式床のトイレを対象とします。(318棟2,094か所)

なお、本計画の長寿命化改修等の改修対象とならない建物のトイレも改修対象とします。

【改修対象棟及びトイレか所数】

| 学校種別 | 棟数 | トイレか所数 |
|--------|------|---------|
| 高等学校 | 242棟 | 1,744か所 |
| 特別支援学校 | 76棟 | 350か所 |
| 計 | 318棟 | 2,094か所 |

※トイレか所数は、男・女それぞれ1か所として整理

イ 改修内容

トイレ改修の内容は、長寿命化改修等におけるトイレ改修と同一の内容(床の乾式化、便器の更新(洋式化、節水型)、ブースの更新、手洗い設備の更新、給排水管の更新)です。

ウ 優先順位

トイレ改修は長寿命化改修等の実施と調整を図りながら、次のように進めていきます。

(ア) 長寿命化改修等の改修対象建物がある学校

a 平成 35 (2023) 年度までに長寿命化改修等が実施される学校は、可能な限り、同工事が実施される年度に、トイレ改修を実施します。

b 平成 35 (2023) 年度までに長寿命化改修等が実施されない学校は、平成 32 (2020) 年度から平成 35 (2023) 年度の間、トイレ改修を単独で実施します。

(イ) 長寿命化改修等の改修対象建物がない学校

本計画期間内に長寿命化改修等が実施される建物がない学校のトイレは、原則として、平成 32 (2020) 年度にトイレ改修を単独で実施します。

(3) コスト見通し

本計画期間である 11 年間における長寿命化改修等及びトイレ改修の実施に当たっては、財政負担を考慮し、年度ごとの事業費の平準化を図っていきます。

築 60 年経過建物は全て長寿命化改修工事による老朽化対策を実施するものとした場合、本計画期間内の概算事業費は 1,172 億円と試算されます。

また、工事施工が本格化する平成 32 (2020) 年度から平成 41 (2029) 年度の 10 年間における年度ごとの概算事業費は 110 億円程度と試算されます。

7 長寿命化計画の進捗管理

(1) 情報の整理と活用

新たに学校ごとの施設保全台帳を作成し、建物ごとに設置される設備の整理や建物及び設備の改修履歴を整理し、管理していきます。

また、建築基準法第 12 条に基づく定期点検（建築物、建築設備、防火設備）や、劣化等による不具合の兆候を発見するための目視や打診などによる日常点検を行います。

施設保全台帳や定期点検の情報は、教育委員会事務局に集約し、一元的に把握することで、今後の改修の優先順位や改修部位の検討に活用します。

(2) 推進体制

教育委員会事務局が中心となり、学校や関係部局と連携・協力することで、劣化状況の的確な把握及び学習環境の実態把握に努め、本計画に基づく長寿命化改修等を着実に実施します。

(3) フォローアップ

本計画開始から 5 年となる平成 35（2023）年度までの計画の進捗状況を確認の上、平成 36（2024）年度に本計画の見直しを検討します。

また、「県立高等学校教育推進基本計画（高等学校将来ビジョン）」及び「第 2 期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン 2023）」が改訂された際には、その内容を踏まえ、必要に応じて、適宜本計画の見直しを行います。